

# 男性職員も育児休業が取得できます。

○育児休業（育休）は性別を問わず全職員が取得できます。

※配偶者の職業は問わず、夫婦同時に取得できます。

<令和4年10月1日改正>

## 1. 育児休業（育休）

	任期に定めのない常勤職員	任期付き常勤職員、非常勤講師、非常勤職員
取得要件	特になし	申出時点で、子が1歳6ヶ月を経過する日までに雇用期間が終了し、雇用されないことが明らかでない場合
期間	子が3歳に達する日までの間の職員が希望する期間	子が1歳2か月に達する日までの間の職員が希望する期間 ※やむを得ない理由等に該当する場合は、子が1歳6ヶ月（または2歳）に達する日まで取得可
回数	分割して2回 【改正前：原則1回。子の出生後8週以内に産後休暇を取得していない職員が最初の育児休業を取得し、終了した場合は、特別な事情がなくても再度の取得が可能（パパ休暇）】	
延長	1回の育児休業につき1回に限る ただし、やむを得ない理由（認可保育所へ入所できない等）の場合は除く	
申出期限	育児休業を開始する日の1ヶ月前までに人事課職員係に申し出てください 提出書類：育児休業・出生時育児休業申出書 子の氏名、誕生日、申出者との続柄等が分かる書類 (例：出生届出済証明書、住民票等)	

(※) 表内の「〇歳に達する日」とは、誕生日の前日を指します。

○出生時育児休業（産後パパ育休）は男性の育児休業取得を促進する制度です。

※育児休業とは別に取得可能。配偶者の職業は問わず、夫婦同時に取得できます。

<令和4年10月1日新設>

## 2. 出生時育児休業（産後パパ育休）

	任期に定めのない常勤職員	任期付き常勤職員、非常勤講師、非常勤職員
取得要件	男性職員。なお、養子の場合等は女性も取得できる	
		申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までに雇用期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合
期間	子の出生後8週間以内に4週間までの間の職員が希望する期間	
回数	分割して2回（まとめて申し出ることが必要）	
延長	1回の出生時育児休業につき1回に限る	
申出期限	出生時育児休業を開始する日の2週間前までに人事課職員係に申し出てください 提出書類：育児休業・出生時育児休業申出書 子の氏名、誕生日、申出者との続柄等が分かる書類 (例：出生届出済証明書、住民票等)	

○パパ休暇（※1）と育児休業分割取得の経過措置

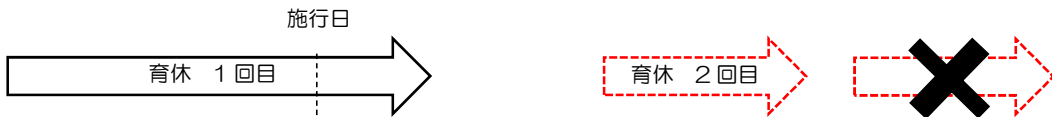
（※1）子の出生後8週以内に産後休暇を取得していない職員の育児休業取得のこと

① 施行日前に育児休業を取得した場合でも、施行日後に再度取得できる。（施行日をまたぐ場合も同様）

例 1

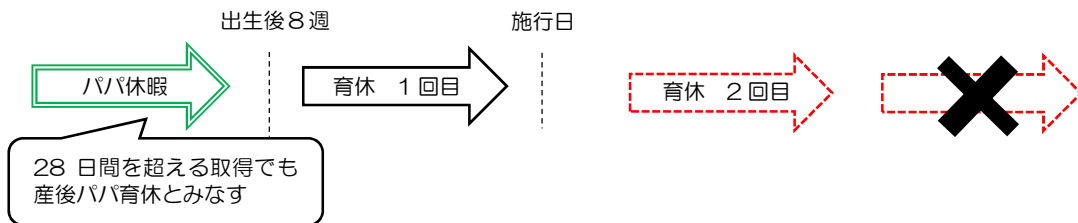


例 2

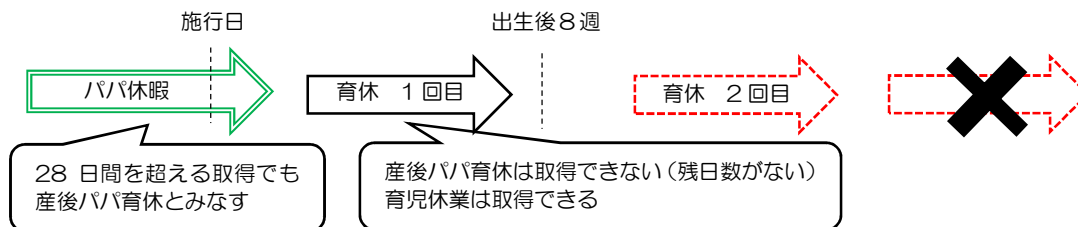


② 施行日前に開始したパパ休暇（産後8週以内の初めの育児休業）は出生時育児休業（産後パパ育休）とみなす。

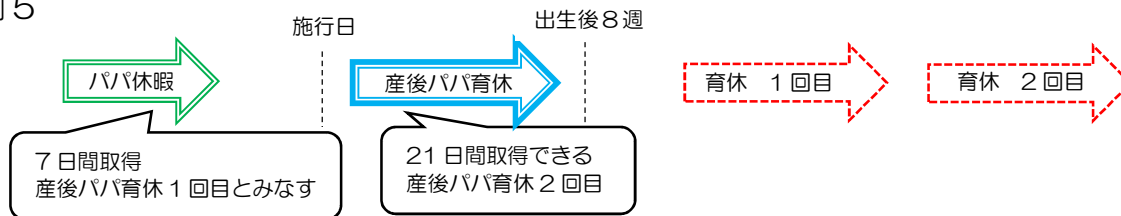
例 3



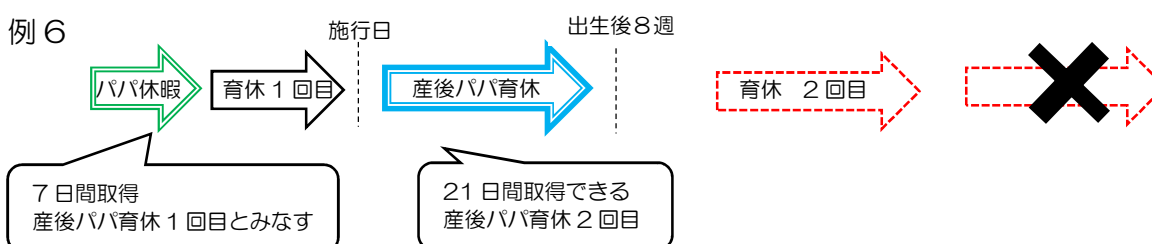
例 4



例 5



例 6



○育児休業（出生時育児休業を含む）中は、給付金の支給や社会保険料免除があります。

※本学からの給与支給はありません。

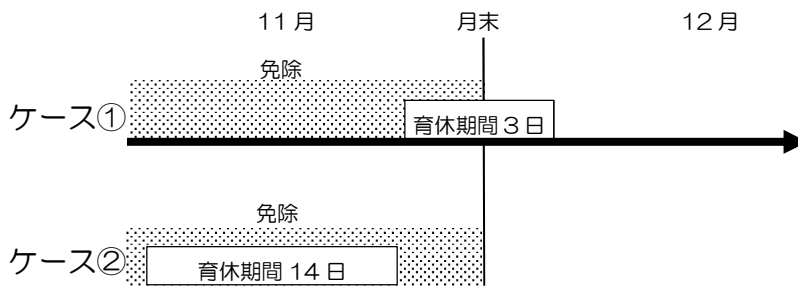
#### 育児休業給付金

雇用保険に加入している職員が育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、一定の要件を満たすと育児休業給付金を受けることが出来ます。おおよその給付額は、育児休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）です。

#### 社会保険料免除

その月の末日が育児休業（出生時育児休業を含む、以下同じ）期間中である場合、又はその月中に14日以上育児休業を取得した場合及び賞与に係る保険料については1ヶ月を超える育児休業を取得した場合で賞与支給月の月末が含まれている場合を満たしていれば、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。

【改正前：その月の末日が育児休業期間中である場合、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。】



○育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください。

育児部分休業	小学校就学前の子を養育する場合、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度
子の看護休暇	中学校就学前の子を養育する場合、病気・けがをした子の看護又は子に予防接種・健康診断を受けさせるための休暇制度
配偶者出産休暇	職員の妻が出産する場合、出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のための休暇
育児参加のための休暇	職員の妻が出産する場合、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休暇

#### <男性職員の育児休業取得実績>

	H29	H30	R1	R2	R3
取得人数	1人	2人	2人	4人	7人

※当該年度中に育児休業期間がある人数を計上しています。

【育児休業・出産等に係る休暇制度の相談窓口】

人事課職員係 TEL：042-329-7126

MAIL：fukushi@u-gakugei.ac.jp